Ⅵ 連結情報

1. グループの概況

(1)グループの事業系統図　　令和5年3月末現在

JAさがグループは、当JA、グループ会社 14 社で構成されています。

このうち、当年度において連結自己資本比率を算出する対象となる全部連結法人は 13 社です。また、持分法適用法人が 1 社となっています。

JAさが

〔JA〕
◇本所・支所　45 ヵ所
出張所　 7 ヵ所

〔グループ会社〕

株式会社JAさがホールディングス	(㈱JAフーズさが、㈱ジェイエイビバレッジ佐賀、㈱JAベジアスさが、㈱JA建設クリエイトさが、㈱JAオート佐賀、㈱JAライフサポート佐賀、㈱JAセレモニーさが、㈱JA段ボールさがの事業活動の管理・指導)
株式会社JAフーズさが	(食鳥・食品および畜産品の加工・販売、ひなのふ化販売、飲食事業)
株式会社ジェイエイビバレッジ佐賀	(飲料製造業)
株式会社JAベジアスさが	(野菜の加工・販売事業)
株式会社JA建設クリエイトさが	(総合建設業、宅地建物取引業、倉庫業、運輸事業、農作業受託)
株式会社JAオート佐賀	(自動車販売・整備、給油所運営受託事業)
株式会社JAライフサポート佐賀	(液化石油ガス充填・販売、住宅関連資材・設備業)
株式会社JAセレモニーさが	(葬祭事業、介護事業)
株式会社JA段ボールさが	(段ボール製造・販売、出荷資材販売事業)
株式会社佐賀青果市場	(青果物仲立業)
株式会社Aコープ九州	(一般小売業)
株式会社JA食糧さが	(米の搗精および卸売業)
株式会社バイオテック富士	(水稲・園芸苗の生産および卸・小売)
有限会社アグリベースにいやま	(農産物生産および作業受託)

（2）グループ会社等の状況

（単位：百万円、％）

名　称	主たる営業所又は事務所の所在地	事業の内容	設立年月日	資本金又は出資金	当JAの議決権比率	当JAおよび他の子会社等の議決権比率
株式会社 JAさがホールディングス	佐賀市栄町２番１号	㈱JAフーズさが、㈱ジェイエイビバレッジ佐賀、㈱JAベジアスさが、㈱JA建設クリエイトさが、㈱JAオート佐賀、㈱JAライフサポート佐賀、㈱JAセレモニーさが、㈱JA段ボールさがの事業活動の管理指導	平成29年７月21日	100	100	100
株式会社 JAフーズさが	佐賀市久保泉町大字上和泉1848番地18	食鳥、食品および畜産品の加工・販売、ひなのふ化販売事業、飲食事業	昭和42年４月１日	310	0	100
株式会社 ジェイエイビバレッジ佐賀	鹿島市浜町1020番地	飲料製造業	昭和47年１月20日	100	0	100
株式会社 JAベジアスさが	三養基郡みやき町大字原古賀5473番地13	野菜の加工・販売事業	平成23年４月１日	20	0	100
株式会社 JA建設クリエイトさが	佐賀市大和町大字尼寺一本松2634番地	総合建設業、宅地建物取引業、倉庫業、運輸事業、農作業受託	昭和38年11月１日	84	0	100
株式会社 JAオート佐賀	佐賀市鍋島町大字八戸3037番地３	自動車販売・整備、給油所運営受託事業	昭和42年４月１日	10	0	100
株式会社 JAライフサポート佐賀	神埼市神埼町尾崎778番地	液化石油ガス充填・販売、住宅関連資材・設備業	昭和37年７月24日	20	0	100
株式会社 JAセレモニーさが	佐賀市神野東４丁目９番３号	葬祭事業、 介護事業	平成９年７月３日	146	0	100
株式会社 JA段ボールさが	三養基郡上峰町大字堤30番地１	段ボール製造・販売、出荷資材販売事業	平成23年４月１日	48	0	100
株式会社 佐賀青果市場	佐賀市高木瀬西６丁目７番１号	青果物仲立業	昭和25年10月30日	90	87	87
株式会社 Aコープ九州	福岡市東区松田２丁目７番１号	一般小売業	平成17年４月1日	100	23	24
株式会社 JA食糧さが	多久市北多久町大字多久原306番26	米の搗精および卸売業	平成元年６月１日	250	64	81
株式会社 バイオテック富士	佐賀市富士町大字関屋1740番地１	水稲・園芸苗の生産、および卸・小売	平成２年７月４日	50	100	100
有限会社 アグリベースにいやま	神埼市神埼町鶴1176番地	農産物生産および作業受託	平成９年１月31日	15	97	97

（3）連結事業概況（令和4年度）

① 事業の概況

令和4年度の当JAの連結決算は、グループ会社を連結しています。

連結決算の概要は以下のとおりです。

令和4年度は、当JAとグループ会社との緊密な連携と協力のもとに、事業展開をはかり、連結経常利益 2,780 百万円、連結当期剰余金 1,345 百万円、連結純資産 72,154 百万円、連結総資産 873,757 百万円で、連結自己資本比率は 16.81%となりました。

② 連結グループ会社等の事業概況

（単位：百万円）

会社名	売上高	経常利益	純利益	資産計	資本計
株式会社JAさがホールディングス	211	87	81	12,060	12,028
株式会社JAフーズさが	19, 565	77	50	7,413	3,903
株式会社ジェイエイビバレッジ佐賀	4, 131	△135	△175	4,152	2,580
株式会社JAベジアスさが	1, 562	51	50	785	117
株式会社JA建設クリエイトさが	5, 216	210	136	5,547	1,280
株式会社JAオート佐賀	3, 421	82	52	1,657	1,117
株式会社JAライフサポート佐賀	4, 279	43	28	1,870	1,035
株式会社JAセレモニーさが	4, 300	476	340	4,647	3,782
株式会社JA段ボールさが	2, 486	41	25	1,201	550
株式会社佐賀青果市場	10, 180	53	38	1,976	1,235
株式会社Aコープ九州	23, 727	33	1	6,499	1,983
株式会社JA食糧さが	2, 960	55	38	1,463	829
株式会社バイオテック富士	344	25	17	240	129
有限会社アグリベースにいやま	68	29	12	136	82

※連結グループ会社等の決算日は3月 31 日です。

(4)最近 5 年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位:百万円)

項　　目		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
連結経常収益 (事業収益)		99,763	98,977	109,467	99,787	106,690
	信用事業収益	6,590	6,584	6,128	6,235	6,564
	共済事業収益	4,517	4,228	3,919	3,868	3,658
	農業関連事業収益	61,154	62,115	78,989	61,902	66,920
	生活その他事業収益	27,176	25,744	20,121	27,468	29,200
	営農指導事業収益	325	305	307	311	346
連結経常利益		2,230	2,025	1,968	2,181	2,780
連結当期剰余金		1,218	722	1,087	1,033	1,345
連結純資産額		77,860	75,841	75,673	74,512	72,154
連結総資産額		827,229	821,488	850,258	865,272	873,757
連結自己資本比率		16.85%	17.18%	17.01%	17.07%	16.81%

(注)「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成 18 年金融庁・農水省告示第 2 号)に基づき算出しております。

(5)連結貸借対照表

(単位:百万円)

科　目	令和3年度	令和4年度
（ 資 産 の 部 ）		
1. 信用事業資産	732,962	733,943
(1) 現金および預金	494,853	474,373
(2) 有価証券	63,371	81,931
(3) 貸出金	174,126	176,906
(4) その他の信用事業資産	708	824
(5) 貸倒引当金	△ 97	△92
2. 共済事業資産	10	15
(1) その他の共済事業資産	10	15
3. 経済事業資産	38,046	44,419
(1) 受取手形および経済事業未収金	17,179	20,518
(2) 棚卸資産	5,965	6,856
(3) その他の経済事業資産	15,030	17,214
(4) 貸倒引当金	△ 128	△169
4. 雑資産	3,991	4,991
5. 固定資産	50,526	50,212
(1) 有形固定資産	50,062	49,786
建物	66,050	65,747
構築物	10,800	10,993
機械装置	37,504	38,849
土地	25,364	25,298
リース資産	519	358
建設仮勘定	129	454
その他有形固定資産	5,036	5,078
減価償却累計額	△ 95,342	△96,994
(2) 無形固定資産	464	425
その他無形固定資産	464	425
6. 外部出資	38,726	38,204
(1) 外部出資	38,726	38,204
(2) 外部出資等損失引当金	△0	△0
7. 繰延税金資産	1,007	1,971
資産の部合計	**865,272**	**873,757**

（単位：百万円）

科　目	令和3年度	令和4年度
（ 負 債 の 部 ）		
1. 信用事業負債	752,441	761,803
(1) 貯金	748,530	758,063
(2) 借入金	2,710	2,050
(3) その他の信用事業負債	1,200	1,689
2. 共済事業負債	2,547	2,473
(1) 共済資金	1,319	1,278
(2) その他の共済事業負債	1,228	1,194
3. 経済事業負債	13,451	15,513
(1) 支払手形および経済事業未払金	8,276	9,680
(2) その他の経済事業負債	5,174	5,832
4. 設備借入金	3,875	2,748
5. 雑負債	6,047	7,011
6. 諸引当金	9,078	8,819
(1) 賞与引当金	707	714
(2) 退職給付に係る負債	8,146	7,849
(3) 役員退職慰労引当金	224	255
7. 再評価に係る繰延税金負債	3,317	3,233
負債の部合計	**790,759**	**801,602**
（ 純 資 産 の 部 ）		
1. 組合員資本	63,177	64,095
(1) 出資金	21,593	21,349
(2) 資本剰余金	90	90
(3) 利益剰余金	41,715	42,877
(4) 処分未済持分	△219	△220
(5) グループ会社の所有する親組合出資金	△1	△1
2. 評価・換算差額等	10,731	7,441
(1) その他有価証券評価差額金	4,870	1,791
(2) 土地再評価差額金	5,980	5,761
(3) 退職給付に係る調整累計額	△119	△111
3. 非支配株主持分	603	617
純資産の部合計	**74,512**	**72,154**
負債および純資産の部合計	**865,272**	**873,757**

(6)連結損益計算書

(単位:百万円)

科　目	令和3年度	令和4年度
1. 事業総利益	**22,187**	**23,038**
(1) 信用事業収益	6,235	6,564
資金運用収益	5,865	6,097
(うち預金利息)	(2,985)	(2,907)
(うち有価証券利息)	(437)	(621)
(うち貸出金利息)	(2,106)	(2,067)
(うちその他受入利息)	(336)	(500)
役務取引等収益	196	209
その他事業直接収益	3	−
その他経常収益	169	257
(2) 信用事業費用	1,515	1,500
資金調達費用	197	180
(うち貯金利息)	(180)	(172)
(うち給付補填備金繰入)	(3)	(2)
(うち借入金利息)	(4)	(4)
(うちその他支払利息)	(9)	(1)
役務取引等費用	71	68
その他事業直接費	1	−
その他経常費用	1,243	1,251
(うち貸倒引当金戻入益)	(△29)	−
(うち貸倒引当金繰入額)	−	(0)
(うち貸出金償却)	−	(0)
信用事業総利益	4,719	5,063
(3) 共済事業収益	3,868	3,658
共済付加収入	3,608	3,425
その他の収益	259	232
(4) 共済事業費用	319	287
共済推進費および共済保全費	258	224
その他の費用	61	63
共済事業総利益	3,548	3,371
(5) 購買事業収益	37,091	41,543
購買品供給高	35,234	39,151
購買手数料	826	1,307
その他の収益	1,030	1,084
(6) 購買事業費用	32,167	36,195
購買品供給原価	31,662	35,627
購買供給費	143	153
その他の費用	362	414
(うち貸倒引当金戻入益)	(△26)	−
(うち貸倒引当金繰入額)	−	(41)
購買事業総利益	4,923	5,347

（単位：百万円）

科　目	令和3年度	令和4年度
(7)販売事業収益	12,738	13,246
販売品販売高	9,305	9,417
販売手数料	2,825	3,131
その他の収益	607	697
(8) 販売事業費用	9,328	9,681
販売品販売原価	8,391	8,670
販売費	521	503
その他の費用	416	507
(うち貸倒引当金戻入益)	(△1)	－
(うち貸倒引当金繰入額)	－	(40)
販売事業総利益	3,409	3,565
(9) その他事業収益	39,853	41,676
(10) その他事業費用	34,267	35,986
その他事業総利益	5,586	5,689
2. 事業管理費	**20,583**	**20,727**
(1) 人件費	13,976	14,031
(2) その他事業管理費	6,606	6,696
事　業　利　益	**1,604**	**2,310**
3. 事業外収益	1,292	1,161
(1) 受取雑利息	13	18
(2) 受取出資配当金	515	531
(3) 持分法による投資益	33	0
(4) その他事業外収益	730	611
4. 事業外費用	715	691
(1) 支払雑利息	30	14
(2) その他事業外費用	685	677
経　常　利　益	**2,181**	**2,780**
5. 特別利益	953	1,891
(1) 固定資産処分益	57	70
(2) その他特別利益	896	1,821
6. 特別損失	1,650	2,654
(1) 固定資産処分損	113	124
(2) 減損損失	269	464
(3) その他特別損失	1,267	2,064
税引前当期利益	**1,483**	**2,017**
法人税・住民税および事業税	379	545
法人税等調整額	42	111
法人税等合計	421	657
当期利益	1,062	1,360
非支配株主に帰属する当期利益	29	14
当期剰余金	**1,033**	**1,345**

(7)連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科　目	令和3年度	令和4年度
1　事業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期利益	1,483	2,017
減価償却費	3,430	3,358
減損損失	269	464
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△48	87
賞与引当金の増加額(△は減少)	△21	7
退職給付に係る負債の増加額(△は減少)	△609	△309
その他引当金等の増加額(△は減少)	45	32
その他非資金損益項目の調整額	370	91
信用事業資金運用収益	△5,865	△6,105
信用事業資金調達費用	197	180
受取雑利息および受取出資配当金	△528	△549
支払雑利息	30	14
有価証券関係損益(△は益)	△1	16
固定資産売却損益(△は益)	56	54
持分法による投資損益(△は益)	△33	△0
(信用事業活動による資産および負債の増減)		
貸出金の純増(△)減	△3,058	△2,779
預金の純増(△)減	8,500	26,000
貯金の純増(△)減	19,786	9,532
信用事業借入金の純増(△)減	△1,860	△660
その他信用事業資産の純増減	1	△116
その他信用事業負債の純増減	△966	488
(共済事業活動による資産および負債の増減)		
共済資金の純増(△)減	△29	△41
その他共済事業資産の増減	21	△4
その他共済事業負債の増減	19	△33
(経済事業活動による資産および負債の増減)		
受取手形および経済事業未収金の純増(△)減	△1,166	△3,339
経済受託債権の純増減	△2,504	△2,001
棚卸資産の純増(△)減	139	△891
支払手形および経済事業未払金の純増(△)減	843	1,404
経済受託債務の純増減	811	659
その他経済事業資産の増減	△101	△182
その他経済事業負債の増減	△1	△1
(その他の資産および負債の増減)		
その他資産の純増減	1,451	△1,039
その他負債の純増減	△1,422	968
未払消費税の増減額	335	△290
信用事業資金運用による収入	5,872	6,135
信用事業資金調達による支出	△172	△129
事業分量配当金の支払額	△265	△275
小　　計	25,011	32,762

（単位：百万円）

科　　目	令和3年度	令和4年度
雑利息および出資配当金の受取額	528	549
雑利息の支払額	△30	△14
法人税等の支払額	△306	△612
事業活動によるキャッシュ・フロー	25,203	32,685
2　投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△19,858	△22,972
有価証券の売却等による収入	401	184
補助金の受入れによる収入	839	1,696
固定資産の取得による支出	△3,575	△4,867
固定資産の売却による収入	206	176
外部出資による支出	△0	△0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△21,987	△25,783
3　財務活動によるキャッシュ・フロー		
設備借入れによる収入	422	763
設備借入金の返済による支出	△557	△1,773
出資の増額による収入	665	665
出資の払戻しによる支出	△853	△908
持分の取得による支出	△130	△125
持分の譲渡による収入	134	124
出資配当金の支払額	△135	△127
非支配株主持分への配当金支払額	△4	△1
財務活動によるキャッシュ・フロー	△460	△1,382
4　現金および現金同等物の増加額	2,755	5,519
5　現金および現金同等物の期首残高	9,189	11,944
6　現金および現金同等物の期末残高	11,944	17,464

（８）連結注記表

令和3年度注記表	令和4年度注記表
第1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 1. 連結の範囲に関する事項 (1) 連結されるグループ会社　13 社 ㈱JAさがホールディングス ㈱JAフーズさが、㈱ジェイエイビバレッジ佐賀、 ㈱JAベジアスさが、㈱JA建設クリエイトさが、㈱JAオート佐賀、 ㈱JAライフサポート佐賀、㈱JAセレモニーさが、㈱JA段ボールさが、 ㈱佐賀青果市場、㈱JA食糧さが、㈱バイオテック富士、 ㈲アグリベースにいやま 2. 持分法の適用に関する事項 (1) 持分法適用の関連法人等　1 社 ㈱Aコープ九州 3. 連結されるグループ会社等の事業年度に関する事項 連結されるすべてのグループ会社の事業年度は、連結決算日と一致しています。 4. 連結調整勘定の償却方法および償却期間 連結調整勘定の償却については、発生年度に全額償却しています。 5. 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項 連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しています。 6. 連結キャッシュ・フロー計算書における現金および現金同等物の範囲 (1) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」および「預金」のうち、「現金」および「預金」の中の当座預金、普通預金となっています。 (2) 現金および現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金および預金勘定　494,853 百万円 定期性預金　△ 482,909 百万円 現金および現金同等物　11,944 百万円 第2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 1. 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準および評価方法 (1) 満期保有目的の債券:定額法による償却原価法 (2) その他有価証券 ① 時価のあるもの　:時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) ② 市場価格のない株式等:移動平均法による原価法 2. 棚卸資産の評価基準および評価方法 (1) 購買品(親組合) ① 数量管理品(肥料、農薬、燃料等) … 総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法) ② 売価管理品(生産資材、農機具部品等) … 売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法) ③ 個別管理品(農機製品等) … 個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法) (2) 購買品(グループ会社) … 個別法による原価法、最終仕入原価法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法) (3) 宅地等(販売用不動産) … 個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法) (4) その他の棚卸資産(加工品) … 個別法による原価法、最終仕入原価法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法) (5) その他の棚卸資産(グループ会社) … 総平均法による原価法(2 社)、最終仕入原価法による原価法(7 社)	第1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 1. 連結の範囲に関する事項 (1) 連結されるグループ会社　13 社 ㈱JAさがホールディングス ㈱JAフーズさが、㈱ジェイエイビバレッジ佐賀、 ㈱JAベジアスさが、㈱JA建設クリエイトさが、㈱JAオート佐賀、 ㈱JAライフサポート佐賀、㈱JAセレモニーさが、㈱JA段ボールさが、 ㈱佐賀青果市場、㈱JA食糧さが、㈱バイオテック富士、 ㈲アグリベースにいやま 2. 持分法の適用に関する事項 (1) 持分法適用の関連法人等　1 社 ㈱Aコープ九州 3. 連結されるグループ会社等の事業年度に関する事項 連結されるすべてのグループ会社の事業年度は、連結決算日と一致しています。 4. 連結調整勘定の償却方法および償却期間 連結調整勘定の償却については、発生年度に全額償却しています。 5. 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項 連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しています。 6. 連結キャッシュ・フロー計算書における現金および現金同等物の範囲 (1) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」および「預金」のうち、「現金」および「預金」の中の当座預金、普通預金となっています。 (2) 現金および現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金および預金勘定　474,373 百万円 定期性預金　△ 456,909 百万円 現金および現金同等物　17,464 百万円 第2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 1. 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準および評価方法 (1) 満期保有目的の債券:定額法による償却原価法 (2) その他有価証券 ① 時価のあるもの　:時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) ② 市場価格のない株式等:移動平均法による原価法 2. 棚卸資産の評価基準および評価方法 (1) 購買品(親組合) ① 数量管理品(肥料、農薬、燃料等) … 総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法) ② 売価管理品(生産資材、農機具部品等) … 売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法) ③ 個別管理品(農機製品等) … 個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法) (2) 購買品(グループ会社) … 総平均法による原価法、個別法による原価法、最終仕入原価法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法) (3) 宅地等(販売用不動産) … 個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法) (4) その他の棚卸資産(加工品) … 個別法による原価法、最終仕入原価法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法) (5) その他の棚卸資産(グループ会社) … 総平均法による原価法(2 社)、最終仕入原価法による原価法(7 社)

令和3年度注記表	令和4年度注記表
売価還元法による原価法(2 社)、先入先出法による原価法(1 社) (収益性の低下による簿価切下げの方法) 3. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産(リース資産を除く) ① 建物(附属設備を除く) ア. 平成 10 年3月 31 日以前に取得したもの 旧定率法を採用しています。ただし、カントリー、共乾施設などの共同利用施設等については、旧定額法を採用しています。 イ. 平成 10 年4月1日から平成 19 年3月 31 日までに取得したもの 旧定額法を採用しています。 ウ. 平成 19 年4月1日以後に取得したもの 定額法を採用しています。 ② 建物以外 ア. 平成 19 年3月 31 日以前に取得したもの 旧定率法を採用しています。 イ. 平成 19 年4月1日以後に取得したもの 250%定率法を採用しています。 ウ. 平成 24 年4月1日以後に取得したもの 200%定率法を採用しています。 エ. 平成 28 年4月1日以後に取得したもの(建物附属設備および構築物) 定額法を採用しています。 オ. カントリー、共乾施設などの共同利用施設等における建物附属設備、構築物、機械装置、車両運搬具、器具備品および生物については、旧定額法または定額法を採用しています。 耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。また、取得価額10 万円以上20 万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っています。 なお、主な耐用年数は以下の通りです。 建物　31 年～50 年 機械装置　7年～12 年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しています。 なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しています。 (3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しています。 4. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程および資産の引当・償却基準に則り、次のとおり計上しています。 ① 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 ② 現在は経営破綻の状況にありませんが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。 なお、破綻懸念先に対する債権のうち、債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。 ③ 上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。 すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定担当部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。 (2) 賞与引当金	売価還元法による原価法(2 社)、先入先出法による原価法(1 社) (収益性の低下による簿価切下げの方法) 3. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産(リース資産を除く) ① 建　物(附属設備を除く) ア. 平成 10 年3月 31 日以前に取得したもの 旧定率法を採用しています。ただし、カントリー、共乾施設などの共同利用施設等については、旧定額法を採用しています。 イ. 平成 10 年4月1日から平成 19 年3月 31 日までに取得したもの 旧定額法を採用しています。 ウ. 平成 19 年4月1日以後に取得したもの 定額法を採用しています。 ② 建物以外 ア. 平成 19 年3月 31 日以前に取得したもの 旧定率法を採用しています。 イ. 平成 19 年4月1日以後に取得したもの 250%定率法を採用しています。 ウ. 平成 24 年4月1日以後に取得したもの 200%定率法を採用しています。 エ. 平成 28 年4月1日以後に取得したもの(建物附属設備および構築物) 定額法を採用しています。 オ. カントリー、共乾施設などの共同利用施設等における建物附属設備、構築物、機械装置、車両運搬具、器具備品および生物については、旧定額法または定額法を採用しています。 耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。また、取得価額 10 万円以上 20 万円未満の一括償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っています。 なお、主な耐用年数は以下の通りです。 建物　31 年～50 年 機械装置　7年～12 年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しています。 なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しています。 (3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しています。 4. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程および資産の引当・償却基準に則り、次のとおり計上しています。 ① 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 ② 現在は経営破綻の状況にありませんが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。 なお、破綻懸念先に対する債権のうち、債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。 ③ 上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。 すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定担当部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。 (2) 賞与引当金

令和3年度注記表	令和4年度注記表
賞与引当金は、職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。 (3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および特定退職共済資産の見込額に基づき計上しています。 ≪原則法を採用する親会社の正職員≫ ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。 ② 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異については、各期の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定年数(10 年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の年度から費用処理することとしています。 ≪簡便法を採用する職種≫ 退職金制度ごとに職員数 300 人未満である本所(旧経済連正職員以外)、佐城地区(正職員以外)、中部地区(正職員以外)、東部地区(正職員以外)、神埼地区(正職員以外)、みどり地区(正職員以外)、グループ会社社員の退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しています。 (4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。 (5) 外部出資等損失引当金 外部出資等損失引当金は、当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券の評価と同様の方法により、株式以外のものについては、貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。 5. 収益および費用の計上基準 当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年3月 31 日)および「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年3月 26 日)を適用しており、約束した財またはサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。 主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は、以下のとおりです。 (1) 購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 (2) 販売事業 組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 (3) 保管事業 組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。 (4) 加工事業 組合員が生産した農畜産物を原料に、加工食品・肥料等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 (5) 利用事業 カントリーエレベーター・ライスセンター・共同選果場・保冷貯蔵庫・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。	賞与引当金は、職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。 (3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および特定退職共済資産の見込額に基づき計上しています。 ≪原則法を採用する親組合の正職員≫ ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。 ② 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異については、各期の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定年数(10 年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生年度から費用処理することとしています。 ≪簡便法を採用する職種≫ 退職金制度ごとに職員数 300 人未満である准職員(JA合併時の旧白石地区農協出身者除く)、酪農ヘルパー事業に従事する嘱託職員、グループ会社社員の退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しています。 (4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。 (5) 外部出資等損失引当金 外部出資等損失引当金は、当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券の評価と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。 5. 収益および費用の計上基準 当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は、以下のとおりです。 (1) 購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 (2) 販売事業 組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 (3) 保管事業 組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。 (4) 加工事業 組合員が生産した農畜産物を原料に、加工食品・肥料等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 (5) 利用事業 カントリーエレベーター・ライスセンター・共同選果場・保冷貯蔵庫等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

令和3年度注記表	令和4年度注記表
(6) 宅地等供給事業 組合員からのその所有に係る転用相当農地等の買入れおよびその買入れに係る土地の売渡しまたは貸付けの事業であり、利用者等との契約に基づき、物件を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、物件の引渡時点で収益を認識しています。 (7) 農業経営事業 新規就農希望者に対する教育・研修のために行う園芸の経営および産地形成のための肉用牛の生産・肥育・養豚等の近代的な施設と設備を活用した畜産業のモデル事業であり、利用者との契約に基づき、同施設内で生産した園芸・畜産物を引き渡す義務を負っています。この利用者に対する履行義務は園芸・畜産物を引き渡す時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 (8) 指導事業 組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 6. 消費税および地方消費税の会計処理の方法 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しています。 7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。 8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項 (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について 当組合は、事業別の収益および費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益および費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。 (2) 米の共同計算 当組合は、生産者が生産した米を無条件の委託販売により販売し、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。 そのため、最終精算までは、販売経費見合いの預り金を貸借対照表の経済受託債務に、概算金の支払額や支出した販売経費を貸借対照表の経済受託債権に計上しています。 年産・品目ごとに共同計算にかかる収入(販売経費見合い)と支出(概算金、倉庫保管料、運搬費等)および当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払額を確定した時点で、経済受託債権と経済受託債務を相殺する会計処理を行っています。 (3) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。 第3. 会計方針の変更に関する注記 1. 収益認識に関する会計基準等の適用 当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)および「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を当事業年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしています。 収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。 (1) 代理人取引に係る収益認識 財またはサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、利用者等から受け取る額から受入先(仕入先)に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。	(6) 宅地等供給事業 組合員からのその所有に係る転用相当農地等の買入れおよびその買入れに係る土地の売渡しまたは貸付けの事業であり、利用者等との契約に基づき、物件を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、物件の引渡時点で収益を認識しています。 (7) 農業経営事業 新規就農希望者に対する教育・研修のために行う園芸の経営および産地形成のための肉用牛の生産・肥育・養豚等の近代的な施設と設備を活用した畜産業のモデル事業であり、利用者との契約に基づき、同施設内で生産した園芸・畜産物を引き渡す義務を負っています。この利用者に対する履行義務は園芸・畜産物を引き渡す時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 (8) 指導事業 組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 6. 消費税および地方消費税の会計処理の方法 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しています。 7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。 8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項 (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について 当組合は、事業別の収益および費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益および費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。 (2) 米の共同計算 当組合は、生産者が生産した米を無条件の委託販売により販売し、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。 そのため、最終精算までは、販売経費見合いの預り金を貸借対照表の経済受託債務に、概算金の支払額や支出した販売経費を貸借対照表の経済受託債権に計上しています。 年産・品目ごとに共同計算にかかる収入(販売経費見合い)と支出(概算金、倉庫保管料、運搬費等)および当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払額を確定した時点で、経済受託債権と経済受託債務を相殺する会計処理を行っています。 (3) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。 第3. 会計方針の変更に関する注記

令和3年度注記表	令和4年度注記表
⑵ 購買事業における支払奨励金の会計処理 購買事業において、利用者等に対して支払う各種奨励金等が顧客へ支払われる対価と認められる場合、従来は、購買事業費用として計上していましたが、取引価格から減額する方法に変更しています。 ⑶ 供給価格に含まれる軽油税の減額処理 購買事業における供給価格には第三者のために回収する額は含まれないため、軽油税を取引価格から減額する方法に変更しています。 これにより、事業収益が22,155百万円、事業費用が22,155百万円減少しております。なお、この変更による事業総利益、事業利益、経常利益および税引前当期剰余金に与える影響はありません。 2. 時価の算定に関する会計基準等の適用による会計方針の変更 「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしています。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。	1. 時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用による会計方針の変更 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当該事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。
第4. 会計上の見積りに関する注記 1. 繰延税金資産の回収可能性 ⑴ 当事業年度の計算書類に計上した金額　2,936百万円 (繰延税金負債との相殺表示前) ⑵ 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 繰延税金資産の計上は、次年度以降において未使用の税務上の繰越欠損金および、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。 課税所得が生じる可能性の判断においては、将来獲得しうる課税所得の時期および金額を合理的に見積もり、金額を算定しています。 しかし、これらの見積りは、将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けるため、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 2. 固定資産の減損 ⑴ 当事業年度の計算書類に計上した金額　269百万円 ⑵ 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。 減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。 固定資産の減損損失の認識、測定においては、一定の仮定を設定して算出しています。 これらの仮定は将来の不確実な経営環境、組合およびグループ会社の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。 3. 貸倒引当金 ⑴ 当事業年度の計算書類に計上した金額　貸倒引当金　353百万円 ⑵ 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報	第4. 会計上の見積りに関する注記 1. 繰延税金資産の回収可能性 ⑴ 当事業年度の計算書類に計上した金額　2,740百万円 (繰延税金負債との相殺表示前) ⑵ 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 繰延税金資産の計上は、次年度以降において未使用の税務上の繰越欠損金および、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。 課税所得が生じる可能性の判断においては、将来獲得しうる課税所得の時期および金額を合理的に見積もり、金額を算定しています。 しかし、これらの見積りは、将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けるため、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 2. 固定資産の減損 ⑴ 当事業年度の計算書類に計上した金額　464百万円 ⑵ 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。 減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。 固定資産の減損損失の認識、測定においては、一定の仮定を設定して算出しています。 これらの仮定は将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。 3. 貸倒引当金 ⑴ 当事業年度の計算書類に計上した金額　貸倒引当金　429百万円 ⑵ 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

令和3年度注記表

① 算定方法

「第2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 引当金の計上基準」の「(1)貸倒引当金」に記載しています。

② 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であり、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

③ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

第5. 連結貸借対照表に関する注記

1. 固定資産の圧縮記帳額

平成 19 年度合併以降、国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 12,822 百万円であり、その内訳は次のとおりです。

(1)	建　物	2,597 百万円
(2)	建物附属設備	874 百万円
(3)	構築物	3,514 百万円
(4)	機械装置	5,358 百万円
(5)	車輌・運搬具	24 百万円
(6)	器具・備品	249 百万円
(7)	土　地	26 百万円
(8)	リース動産	176 百万円
(9)	一括償却資産	1 百万円

2. 担保に供している資産

担保に供している資産は、次のとおりです。

(1)	定期預金	10,150 百万円	(為替決済取引の担保として差入)
(2)	定期預金	170 百万円	(公金事務取扱の担保として差入)
(3)	機械装置および構築物	0 百万円	(短期借入金の担保として差入)
(4)	建物および建物付属設備	167 百万円	(短期借入金の担保として差入)
(5)	土　地	581 百万円	(短期借入金の担保として差入)

3. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権および金銭債務の総額

理事、監事に対する金銭債権の総額　61 百万円

理事、監事に対する金銭債務の総額　開示すべき債務はありません。

4. 信用事業を行う組合に要求される注記

(1) 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第1項第1号ホ(2)(ⅰ)から(ⅳ)までに掲げるものの額並びにその合計額

(単位:百万円)

区 分	金 額
破産更生債権およびこれらに準ずる債権額	412
危　険　債　権　額	595
3 月 以 上 延 滞 債 権	14
貸 出 条 件 緩 和 債 権 額	59
合 計 額	1,082

(注) 上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(2) 破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

(3) 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権およびこれらに準ずる債権を除く。)です。

(4) 3月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権および危険債権に該当しないものです。

(5) 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援をはかることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権および3月以上延滞債権に該当しないものです。

令和4年度注記表

① 算定方法

「第2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 引当金の計上基準」の「(1)貸倒引当金」に記載しています。

② 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であり、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

③ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

第5. 連結貸借対照表に関する注記

1. 固定資産の圧縮記帳額

平成 19 年度合併以降、国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 14,485 百万円であり、その内訳は次のとおりです。

(1)	建　物	2,851 百万円
(2)	建物附属設備	904 百万円
(3)	構築物	4,362 百万円
(4)	機械装置	5,839 百万円
(5)	車輌・運搬具	26 百万円
(6)	器具・備品	301 百万円
(7)	土　地	26 百万円
(8)	リース動産	170 百万円
(9)	一括償却資産	1 百万円

2. 担保に供している資産

担保に供している資産は、次のとおりです。

(1)	定期預金	7,650 百万円	(為替決済取引の担保として差入)
(2)	定期預金	170 百万円	(公金事務取扱の担保として差入)
(3)	機械装置および構築物	0 百万円	(短期借入金の担保として差入)
(4)	建物および建物付属設備	158 百万円	(短期借入金の担保として差入)
(5)	土　地	581 百万円	(短期借入金の担保として差入)

3. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権および金銭債務の総額

理事、監事に対する金銭債権の総額　50 百万円

理事、監事に対する金銭債務の総額　開示すべき債務はありません。

4. 信用事業を行う組合に要求される注記

(1) 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第1項第1号ホ(2)(ⅰ)から(ⅳ)までに掲げるものの額並びにその合計額

(単位:百万円)

区 分	金 額
破産更生債権およびこれらに準ずる債権額	297
危　険　債　権　額	688
三 月 以 上 延 滞 債 権	11
貸 出 条 件 緩 和 債 権 額	68
合 計 額	1,066

(注1) 上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(2) 破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

(3) 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権およびこれらに準ずる債権を除く。)です。

(4) 三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権および危険債権に該当しないものです。

(5) 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援をはかることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものです。

令和3年度注記表

5. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価を行った場合の同法第3条第3項に規定する再評価の方法および同法第10条に規定する差額

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日公布法律第24号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

(1) 再評価を行った年月日

地区名	土地の再評価を行った年月日
佐城地区	平成11年3月31日および平成12年3月31日
中部地区(佐賀市)	平成11年3月31日
中部地区(諸富町)	平成12年3月31日
中部地区(ふじ町)	平成14年3月31日
東部地区	平成11年3月31日および平成12年3月31日
神崎地区	平成12年3月31日
みどり地区	平成11年3月31日

なお、白石地区と本所(旧経済連)、グループ会社については、土地の再評価を行っておりません。

(2) 再評価を行った土地の期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額は746百万円です。

(3) 同法律第3条3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳または同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。

第6. 連結損益計算書に関する注記

1. 減損損失に関する注記

(1) グルーピングの方法と共用資産の概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位として次のグルーピングを行いました。

① 支所、事業の5グループとしました。

② 支所は各支所単位、事業は施設単位としました。

③ 業務外固定資産(遊休資産、賃貸資産)は、最小単位としました。

なお、本所・総合部事務所・営農経済センターおよび園芸センター事務所等の本所機能施設、農業関連施設・農機センター・駅前店舗(コムボックス佐賀駅前店)・生活文化福祉関連施設や共同利用施設で、それ自体にキャッシュ・フロー(使用価値)がない場合、または、事業のキャッシュ・フローだけで投資額の回収を考えていないものは、共用資産と位置づけました。

(2) 減損損失を認識した資産または資産グループ

① 当該資産または資産グループの概要

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	その他
※生活課(生活総合センター)	営業用事務所	土地	事業用固定資産
※ 大和グリーンセンター	営業用店舗	土地	事業用固定資産
※ 多久グリーンセンター	営業用店舗	土地および建物	事業用固定資産
※鳥栖給油所	営業用店舗	土地	事業用固定資産
※諸富町給油所	営業用店舗	土地	事業用固定資産
あさひ給油所	営業用店舗	土地	事業用固定資産
有明干拓給油所	営業用店舗	土地および建物	事業用固定資産
小城市牛津町	遊休	土地	業務外固定資産
小城市牛津町	遊休	土地	業務外固定資産
佐賀市川副町	遊休	土地	業務外固定資産
佐賀市大和町	遊休	土地および建物	業務外固定資産
小城市小城町	遊休	土地	業務外固定資産
小城市牛津町	遊休	土地	業務外固定資産
小城市三日月町	遊休	土地	業務外固定資産
佐賀市富士町	遊休	土地	業務外固定資産
三養基郡みやき町	遊休	土地	業務外固定資産
三養基郡みやき町	遊休	土地	業務外固定資産
鳥栖市儀徳町	遊休	土地	業務外固定資産

令和4年度注記表

5. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価を行った場合の同法第3条第3項に規定する再評価の方法および同法第10条に規定する差額

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日公布法律第24号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

(1) 再評価を行った年月日

地区名	土地の再評価を行った年月日
佐城地区	平成11年3月31日および平成12年3月31日
中部地区(佐賀市)	平成11年3月31日
中部地区(諸富町)	平成12年3月31日
中部地区(ふじ町)	平成14年3月31日
東部地区	平成11年3月31日および平成12年3月31日
神崎地区	平成12年3月31日
みどり地区	平成11年3月31日

なお、白石地区と本所(旧経済連)、グループ会社については、土地の再評価を行っておりません。

(2) 再評価を行った土地の期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額は645百万円です。

(3) 同法律第3条3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳または同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。

第6. 連結損益計算書に関する注記

1. 減損損失に関する注記

(1) グルーピングの方法と共用資産の概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位として次のグルーピングを行いました。

① 支所、事業の5グループとしました。

② 支所は各支所単位、事業は施設単位としました。

③ 業務外固定資産(遊休資産、賃貸資産)は、最小単位としました。

なお、本所・総合部事務所・営農経済センターおよび園芸センター事務所等の本所機能施設、農業関連施設・農機センター・駅前店舗(コムボックス佐賀駅前店)・生活文化福祉関連施設や共同利用施設等で、それ自体にキャッシュ・フロー(使用価値)がない場合、または、事業のキャッシュ・フローだけで投資額の回収を考えていないものは、共用資産と位置づけました。

(2) 減損損失を認識した資産または資産グループ

① 当該資産または資産グループの概要

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	その他
※ 多久グリーンセンター	営業用店舗	土地	事業用固定資産
※ 鳥栖給油所	営業用店舗	土地	事業用固定資産
※ 北方給油所	営業用店舗	土地	事業用固定資産
夢咲給油所	営業用店舗	土地および建物	事業用固定資産
※ 諸富町給油所	営業用店舗	土地	事業用固定資産
※ 武雄給油所	営業用店舗	土地	事業用固定資産
※ 山内給油所	営業用店舗	土地	事業用固定資産
西川副給油所	営業用店舗	土地および建物	事業用固定資産
ほくざん給油所	営業用店舗	建物等	事業用固定資産
三養基給油所	営業用店舗	土地	事業用固定資産
若木給油所	営業用店舗	土地	事業用固定資産
佐賀市久保田町	遊休	土地	業務外固定資産
佐賀市富士町	遊休	土地および建物	業務外固定資産
三養基郡みやき町	遊休	土地	業務外固定資産
三養基郡上峰町	遊休	土地	業務外固定資産
武雄市山内町	遊休	土地	業務外固定資産
武雄市東川登町	遊休	土地	業務外固定資産
藤津郡太良町	遊休	土地	業務外固定資産

令和3年度注記表

場 所	用 途	種 類	その他
三養基郡みやき町	遊休	土地	業務外固定資産
三養基郡みやき町	遊休	土地	業務外固定資産
鳥栖市曽根崎町	遊休	土地	業務外固定資産
鳥栖市本町	遊休	土地	業務外固定資産
三養基郡みやき町	遊休	土地	業務外固定資産
三養基郡上峰町	遊休	土地	業務外固定資産
神埼市脊振町	遊休	土地	業務外固定資産
神埼市神埼町	遊休	土地	業務外固定資産
武雄市西川登町	遊休	土地	業務外固定資産
武雄市山内町	遊休	土地	業務外固定資産
鹿島市浜町	遊休	土地	業務外固定資産
武雄市山内町	遊休	土地	業務外固定資産
武雄市東川登町	遊休	土地	業務外固定資産
藤津郡太良町	遊休	土地	業務外固定資産
藤津郡太良町	遊休	土地	業務外固定資産
武雄市北方町	遊休	土地	業務外固定資産
杵島郡白石町	遊休	土地	業務外固定資産
※杵島郡白石町	遊休	建物	業務外固定資産
佐賀市大和町	賃貸	土地	業務外固定資産
小城市牛津町	賃貸	土地	業務外固定資産
多久市西多久町	賃貸	土地	業務外固定資産
鳥栖市田代本町	賃貸	土地	業務外固定資産
武雄市北方町	賃貸	土地	業務外固定資産
藤津郡太良町	賃貸	土地	業務外固定資産
神埼市神埼町	賃貸	土地	業務外固定資産

② 減損損失を認識するに至った経緯

ア. 事業用固定資産

固定資産を使用した事業の収益性低下により、事業を継続したとしても最終的に固定資産の帳簿価額を上回る利益(固定資産の処分を含む)を得ることができない状態であることから、回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失額としました。

イ. 業務外固定資産

業務外固定資産として管理してきた賃貸資産については、固定資産の帳簿価額を 上回る利益(賃貸料・固定資産の処分を含む)を得ることができない状態であることから、回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失額としました。

また、遊休資産については、正味売却価額と帳簿価額との差額を減損損失額としました。

③ 減損損失の金額および主な固定資産の種類ごとの当該金額の内訳

ア. 事業用固定資産

・生活課(生活総合宅配) 10 百万円(土地 10 百万円)
・大和グリーンセンター 6 百万円(土地 6 百万円)
・多久グリーンセンター 12 百万円(建物 6 百万円、土地 5 百万円)
・鳥栖給油所 37 百万円(土地 37 百万円)
・諸富町給油所 13 百万円(土地 13 百万円)
・あさひ給油所 0 百万円(土地 0 百万円)
・有明干拓給油所 2 百万円(建物 1 百万円、土地 0 百万円)
小 計 83 百万円(建物 8 百万円、土地 74 百万円)

イ. 業務外固定資産

・遊休施設(29 件) 114 百万円(建物 2 百万円、土地 111 百万円)
・賃貸施設(7 件) 70 百万円(土地 70 百万円)
小 計 185 百万円(建物 2 百万円、土地 182 百万円)

減損損失額合計 269 百万円(建物 11 百万円、土地 257 百万円)

④ 回収可能価額の算出方法

ア. 回収可能価額の算出については、原則として土地の正味売却可能価額を採用しており、その時価は当該資産の固定資産税評価額を 0.7 で除した額とし、売却にかかる費用(解体費等)を控除し、帳簿価額と回収可能

令和4年度注記表

場 所	用 途	種 類	その他
藤津郡太良町	遊休	土地	業務外固定資産
武雄市北方町	遊休	土地	業務外固定資産
杵島郡白石町	遊休	建物	業務外固定資産
杵島郡白石町	遊休	建物	業務外固定資産
杵島郡白石町	遊休	土地および建物	業務外固定資産
杵島郡白石町	遊休	建物	業務外固定資産
武雄市橘町	遊休	土地および建物	業務外固定資産
武雄市北方町	遊休	土地	業務外固定資産
佐賀市兵庫町	賃貸	土地	業務外固定資産

② 減損損失を認識するに至った経緯

ア. 事業用固定資産

固定資産を使用した事業の収益性低下により、事業を継続したとしても最終的 に固定資産の帳簿価額を上回る利益(固定資産の処分を含む)を得ることができない状態であることから、回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失額としました。

イ. 業務外固定資産

業務外固定資産として管理してきた賃貸資産については、固定資産の帳簿価額を 上回る利益(賃貸料・固定資産の処分を含む)を得ることができない状態であることから、回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失額としました。

また、遊休資産については、正味売却価額と帳簿価額との差額を減損損失額としました。

③ 減損損失の金額および主な固定資産の種類ごとの当該金額の内訳

ア. 事業用固定資産

・多久グリーンセンター 2 百万円(土地 2 百万円)
・鳥栖給油所 1 百万円(土地 1 百万円)
・北方給油所 14 百万円(土地 14 百万円)
・夢咲給油所 130 百万円(建物 38 百万円、土地 91 百万円)
・諸富町給油所 0 百万円(土地 0 百万円)
・武雄給油所 3 百万円(土地 3 百万円)
・山内給油所 4 百万円(土地 4 百万円)
・西川副給油所 19 百万円(建物 8 百万円、土地 11 百万円)
・ほくざん給油所 2 百万円(建物 2 百万円)
・三養基給油所 38 百万円(土地 38 百万円)
・若木給油所 5 百万円(土地 5 百万円)
小 計 224 百万円(建物 50 百万円、土地 173 百万円)

イ. 業務外固定資産

・遊休施設(15 件) 240 百万円(建物 216 百万円、土地 23 百万円)
・賃貸施設(1 件) 0 百万円(土地 0 百万円)
小 計 240 百万円(建物 216 百万円、土地 24 百万円)

減損損失額合計 464 百万円(建物 266 百万円、土地 198 百万円)

④ 回収可能価額の算出方法

ア. 回収可能価額の算出については、原則として土地の正味売却可能価額を採用しており、その時価は当該資産の固定資産税評価額を 0.7 で除した額とし、売却にかかる費用(解体費等)を控除し、帳簿価額と回収可能価額

令和3年度注記表	令和4年度注記表
価額の差額を減損損失額としました。 イ. 上記①の場所欄※印の回収可能価額は、土地および建物の正味売却可能価額を採用しており、その時価は当該土地の固定資産税評価額を0.7 で除した額と当該建物の帳簿価額を 70%で乗じた額(担保評価基準に基づく)の合計とし、売却にかかる費用を控除し、帳簿価額と回収可能価額の差額を減損損失額としました。	の差額を減損損失額としました。 イ. 上記①の場所欄※印の回収可能価額は、土地および建物の正味売却可能価額を採用しており、その時価は当該土地の固定資産税評価額を0.7 で除した額と当該建物の帳簿価額を 70%で乗じた額(担保評価基準に基づく)の合計とし、売却にかかる費用を控除し、帳簿価額と回収可能価額の差額を減損損失額としました。
第7.金融商品に関する注記 1. 金融商品の状況に関する事項 (1) 金融商品に対する取組方針 当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を佐賀県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。 (2) 金融商品の内容およびそのリスク 当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされています。 また、有価証券は主に債券であり、満期保有目的の債券およびその他有価証券として保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスクおよび市場価格の変動リスクにさらされています。営業債権である経済事業未収金は、組合員等の信用リスクにさらされています。 (3) 金融商品にかかるリスク管理体制 ① 信用リスクの管理 当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。 また、通常の貸出取引については、本所に債権管理部を設置し各支所との連携をはかりながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上をはかるため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。 また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の引当・償却基準」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化につとめています。 ② 市場リスクの管理 当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化をはかっています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築につとめています。 とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析および当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。 運用部門は、理事会で決定した運用方針およびALM委員会で決定された方針などに基づき、運用を行っています。 市場リスクに係る定量的情報(トレーディング目的以外の金融商品) 当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金および借入金です。当組合では、これらの金融資産および金融負債について、期末後 1 年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。 金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が 0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が 602 百万円減少するものと把握しています。 当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。 また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。なお、経済価値変動額の計算	第7.金融商品に関する注記 1. 金融商品の状況に関する事項 (1) 金融商品に対する取組方針 当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を佐賀県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、受益証券による運用を行っています。 (2) 金融商品の内容およびそのリスク 当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされています。 また、有価証券は主に債券、受益証券であり、満期保有目的の債券およびその他有価証券として保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスクおよび市場価格の変動リスクにさらされています。営業債権である経済事業未収金は、組合員等の信用リスクにさらされています。 (3) 金融商品にかかるリスク管理体制 ① 信用リスクの管理 当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。 また、通常の貸出取引については、本所に債権管理部を設置し各支所との連携をはかりながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上をはかるため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。 また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の引当・償却基準」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化につとめています。 ② 市場リスクの管理 当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化をはかっています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築につとめています。 とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析および当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。 運用部門は、理事会で決定した運用方針およびALM委員会で決定された方針などに基づき、運用を行っています。 市場リスクに係る定量的情報(トレーディング目的以外の金融商品) 当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金および借入金です。当組合では、これらの金融資産および金融負債について、期末後 1 年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。 金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が 0.4%上昇したものと想定した場合には、経済価値が 2,989,369 千円減少するものと把握しています。 当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。 また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。なお、経済価値変動額の計

令和3年度注記表

において、分割実行案件に係る未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について資金計画を作成し、安定的な流動性の確保につとめています。

また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。また、経済事業未収金および経済事業未払金は、主に短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しています。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	490,978	490,982	4
有価証券	63,371	63,629	257
満期保有目的の債券	5,020	5,278	257
その他有価証券	58,351	58,351	—
貸出金(＊1)	174,126		
貸倒引当金(＊2)	△97		
貸倒引当金控除後	174,029	179,260	5,231
外部出資	7,875	7,875	—
資産計	736,254	741,747	5,493
貯金	748,530	748,735	204
借入金	6,585	6,596	11
負債計	755,116	755,332	215

(＊1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

(＊2) 借入金には、設備借入金3,875百万円を含めています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

① 預 金

満期のない預金については、時価と帳簿価額が近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap。以下「OIS」という)。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券および外部出資

株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、受益証券については、公表されている基準価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類および期間に基づく区分ご

令和4年度注記表

算において、分割実行案件に係る未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について資金計画を作成し、安定的な流動性の確保につとめています。

また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず(3)に記載しています。また、経済事業未収金および経済事業未払金は主に短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しています。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	469,965	469,921	△44
有価証券	81,931	81,837	△94
満期保有目的の債券	7,018	6,924	△94
その他有価証券(注1)	74,913	74,913	-
貸出金	176,906		
貸倒引当金(注2)	△92		
貸倒引当金控除後	176,813	180,432	3,618
外部出資	7,350	7,350	-
資産計	736,061	739,540	3,479
貯金	758,063	757,995	△68
借入金(注3)	4,798	4,726	△71
負債計	762,862	762,722	△140

(注1) その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-2項の基準価額を時価とする取扱いを適用した投資信託が含まれています。

(注2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

(注3) 借入金には、設備借入金2,748,386千円を含めています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

① 預 金

満期のない預金については、時価と帳簿価額が近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap。以下「OIS」という。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券および外部出資

有価証券について、主に上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価格によっています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類および期間に基づく区分

令和3年度注記表

とに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯 金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。

また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 借入金および設備借入金

借入金はすべて固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額
外部出資(＊1)	30,851
外部出資等損失引当金	△0
引当金控除後	30,851

(＊1) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預金(＊1)	490,978	−	−	−	−	−
有価証券	1	203	103	3	3,106	60,285
満期保有目的の債券	−	−	−	−	−	5,000
その他有価証券のうち満期があるもの	1	203	103	3	3,106	55,285
貸出金(＊2,3,4)	14,966	10,850	9,539	8,458	7,730	122,095
経済事業未収金(＊5)	16,898	1	2	4	5	26
合計	522,845	11,056	9,646	8,466	10,843	182,407

(＊1) 預金のうち、系統外預金 478 百万円については「1年以内」に含めています。

(＊2) 貸出金のうち、当座貸越1,365 百万円については「1年以内」に含めています。

(＊3) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権および期限の利益を喪失した債権等378 百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(＊4) 貸出金には分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 106 百万円は、償還日が特定できないため、含めていません。

(＊5) 経済事業未収金のうち、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 223 百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 借入金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯 金(＊1)	674,239	23,914	18,98	16,724	14,279	392
借入金(＊2)	1,288	350	223	342	3,335	1,046
合計	675,527	24,264	19,203	17,066	17,614	1,439

(＊1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

(＊2) 借入金には、設備借入金 3,875 百万円を含めています。

令和4年度注記表

ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯 金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。

また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 借入金および設備借入金

借入金はすべて固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額
外部出資(注1)	30,854
外部出資等損失引当金	△0
引当金控除後	30,854

(注 1) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預金(注1)	469,915	50	−	−	−	−
有価証券	203	103	3	2,956	10,370	71,327
満期保有目的の債券	−	−	−	−	−	7,000
その他有価証券のうち満期があるもの	203	103	3	2,956	10,370	55,285
貸出金(注2,3,4)	14,223	10,826	9,782	8,554	7,924	125,153
経済事業未収金(注5)	20,330	2	3	4	−	22
合計	504,673	10,982	9,789	11,515	18,294	196,504

(注1) 預金のうち、系統外預金 471 百万円については「1年以内」に含めています。

(注2) 貸出金のうち、当座貸越 1,225 百万円については「1年以内」に含めています。

(注3) 貸出金のうち、三月以上延滞債権および期限の利益を喪失した債権等350 百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(注4) 貸出金には分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 88 百万円は、償還日が特定できないため、含めていません。

(注5) 経済事業未収金のうち、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 136 百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 借入金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯 金(注1)	689,944	20,479	20,848	13,980	12,461	348
借入金(注2)	499	169	139	72	111	3,805
合計	690,444	20,648	20,988	14,052	12,573	4,154

(注 1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

(注2) 借入金には、設備借入金 2,748 百万円を含めています。

令和3年度注記表

第8. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価・評価差額に関する事項

有価証券の時価および評価差額に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「外部出資」中の株式が含まれています。

(1) 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	3,020	3,439	418
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社 債	2,000	1,838	△161
合計		5,020	5,278	257

(2) その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	評価差額※
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	株式	7,875	140	7,735
	外部出資	7,875	140	7,735
	債券	10,162	9,488	673
	国債	7,627	7,088	539
	地方債	1,501	1,399	101
	社債	1,033	1,000	33
	小 計	18,037	9,628	8,409
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	債券	25,783	26,678	△894
	国債	15,386	15,860	△473
	地方債	99	100	△0
	社債	10,298	10,718	△420
	受益証券	22,405	23,200	△794
	小 計	48,188	49,878	△1,689
合 計		66,226	59,507	6,719

※ 上記評価差額から繰延税金負債 1,849 百万円を差し引いた額 4,870 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 当事業年度中に売却した有価証券

(1)当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(2)当事業年度中に売却したその他有価証券は以下のとおりです。

(単位:百万円)

	売却額	売却益	売却損
国債	97	―	1
社債	303	3	―
合 計	401	3	1

3. 当事業年度中に保有目的区分を変更した有価証券

当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

4. 当事業年度中に減損処理を行った有価証券

当事業年度中において、減損処理を行った有価証券はありません。

第9. 退職給付に係る注記

1. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に備えるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。なお、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、全国農林漁業団体共済会との契約による特定退職金共済制度を採用しています。

なお、本所(旧経済連正職員以外)、佐城地区(正職員以外)、中部地区(正職員以外)、東部地区(正職員以外)、神埼地区(正職員以外)、みどり地区(正職員以外)および連結グループ会社は、退職給付債務・退職給付費用の計上にあ

令和4年度注記表

第8. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価・評価差額に関する事項

有価証券の時価および評価差額に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「外部出資」中の株式が含まれています。

(1) 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	3,018	3,334	315
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社 債	4,000	3,589	△410
合計		7,018	6,924	△94

(2) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	評価差額(注1)
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	株式	7,350	140	7,209
	外部出資	7,350	140	7,209
	債券	13,310	12,727	583
	国債	9,575	9,104	471
	地方債	1,479	1,399	79
	社債	2,254	2,222	32
	小 計	20,660	12,867	7,792
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	債券	40,535	43,917	△3,381
	国債	20,979	22,325	△1,345
	地方債	92	98	△5
	社債	19,463	21,493	△2,030
	受益証券	21,067	23,000	△1,932
	小 計	61,602	66,917	△5,314
合 計		82,263	79,784	2,478

(注1)上記評価差額から繰延税金負債 686 百万円を差し引いた額 1,791 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 当事業年度中に売却した有価証券

(1)当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(2)当事業年度中に売却したその他有価証券は以下のとおりです。

(単位:百万円)

	売却額	売却益	売却損
投資信託	184	―	16

3. 当事業年度中に保有目的区分を変更した有価証券

当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

4. 当事業年度中に減損処理を行った有価証券

当事業年度中において、減損処理を行った有価証券はありません。

第9. 退職給付に係る注記

1. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に備えるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。なお、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、全国農林漁業団体共済会との契約による特定退職金共済制度を採用しています。

なお、准職員(JA合併時の旧白石地区農協出身者除く)、酪農ヘルパー事業に従事する嘱託職員および連結グループ会社社員の退職給付債務・退職給付費用の計上にあたっては、簡便法により行っています。

令和3年度注記表

たっては、簡便法により行っています。

旧適格退職年金の退職給付債務は、平成24年3月の適格退職年金制度の廃止に伴い全国共済農業協同組合連合会との契約へ移行したものであり、既退職者にかかる企業年金です。

(2) 退職給付引当金および前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

① 原則法適用職種 (単位:百万円)

項 目	金 額
期首における退職給付債務	13,278
勤務費用	640
利息費用	74
数理計算上の差異の発生額	54
退職給付の支払額	△1,224
期末における退職給付債務	12,823

② 簡便法適用職種

ア. 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 (単位:百万円)

項 目	金 額
期首における退職給付引当金	1,188
退職給付費用	83
退職給付の支払額	△134
原則法適用に伴う退職給付引当金の取崩額	△4
期末における退職給付引当金	1,134

イ. 前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表 (単位:百万円)

項 目	金 額
期首における前払年金費用	△178
退職給付費用	18
退職給付の支払額	△6
特定退職金共済制度への拠出金	△6
期末における前払年金費用	△173

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表 (単位:百万円)

項 目	金 額
期首における年金資産	5,829
期待運用収益	37
数理計算上の差異の発生額	0
特定退職共済制度への拠出金	490
退職給付の支払額	△548
期末における年金資産	5,811

(4) 退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

① 原則法適用職種 (単位:百万円)

項 目	金 額
退職給付債務	12,823
旧適格退職年金の退職給付債務	61
特定退職共済制度	△5,811
旧適格退職年金	△61
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	7,012
退職給付に係る負債	7,012
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	7,012

② 簡便法適用職種 (単位:百万円)

項 目	金 額
退職給付債務	1,400
特定退職金共済制度	△439
未積立退職給付債務	960
前払年金費用	173
退職給付引当金	1,134

令和4年度注記表

旧適格退職年金の退職給付債務は、平成24年3月の適格退職年金制度の廃止に伴い全国共済農業協同組合連合会との契約へ移行したものであり、既退職者にかかる企業年金です。

(2) 退職給付引当金および前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

① 原則法適用職種 (単位:百万円)

項 目	金 額
期首における退職給付債務	12,823
勤務費用	623
利息費用	72
数理計算上の差異の発生額	11
退職給付の支払額	△818
期末における退職給付債務	12,713

② 簡便法適用職種

ア. 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 (単位:百万円)

項 目	金 額
期首における退職給付引当金	1,134
退職給付費用	84
退職給付の支払額	△126
原則法適用に伴う退職給付引当金の取崩額	△0
期末における退職給付引当金	1,090

イ. 前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表 (単位:百万円)

項 目	金 額
期首における前払年金費用	△173
退職給付費用	15
退職給付の支払額	△5
特定退職金共済制度への拠出金	△6
期末における前払年金費用	△168

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表 (単位:百万円)

項 目	金 額
期首における年金資産	5,811
期待運用収益	37
数理計算上の差異の発生額	0
特定退職共済制度への拠出金	491
退職給付の支払額	△386
期末における年金資産	5,954

(4) 退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

① 原則法適用職種 (単位:百万円)

項 目	金 額
退職給付債務	12,713
旧適格退職年金の退職給付債務	57
特定退職共済制度	△5,954
旧適格退職年金	△57
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	6,758
退職給付に係る負債	6,758
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	6,758

② 簡便法適用職種 (単位:百万円)

項 目	金 額
退職給付債務	1,362
特定退職金共済制度	△440
未積立退職給付債務	922
前払年金費用	168
退職給付引当金	1,090

令和3年度注記表

(5) 退職給付費用およびその内訳項目の金額

① 原則法適用職種 (単位:百万円)

項 目	金 額
勤務費用	640
利息費用	74
期待運用収益	△37
数理計算上の差異の費用処理額	172
出向先から戻し等	△9
退職給付費用	840

② 簡便法適用職種 (単位:百万円)

項 目	金 額
簡便法で計算した退職給付費用	79

(6) 退職給付に係る調整額(税効果控除前) (単位:百万円)

項 目	金 額
数理計算上の差異	118

(7) 退職給付に係る調整累計額(税効果控除前) (単位:百万円)

項 目	金 額
未認識数理計算上の差異	△165

(8) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

項 目	数値等
債 券	64%
年金保険投資	27%
現金および預金	4%
その他	5%
合 計	100%

(9) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(10) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

項 目	数値等
割引率	0.564%
長期期待運用収益率	0.65%
退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
数理計算上の差異の処理年数	10 年

2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち法定福利費)には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合をはかるための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため当期に拠出した特例業務負担金 143 百万円を含めて計上しています。

なお、同組合より示され令和4年3月現在における令和 14 年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、1,559 百万円となっています。

令和4年度注記表

(5) 退職給付費用およびその内訳項目の金額

① 原則法適用職種 (単位:百万円)

項 目	金 額
勤務費用	623
利息費用	72
期待運用収益	△37
数理計算上の差異の費用処理額	22
出向先から戻し等	△8
退職給付費用	672

② 簡便法適用職種 (単位:百万円)

項 目	金 額
簡便法で計算した退職給付費用	83

(6) 退職給付に係る調整額(税効果控除前) (単位:百万円)

項 目	金 額
数理計算上の差異	11

(7) 退職給付に係る調整累計額(税効果控除前) (単位:百万円)

項 目	金 額
未認識数理計算上の差異	△153

(8) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

項 目	数値等
債 券	63%
年金保険投資	28%
現金および預金	5%
その他	4%
合 計	100%

(9) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(10) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

項 目	数値等
割引率	0.564%
長期期待運用収益率	0.65%
退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
数理計算上の差異の処理年数	10 年

2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち法定福利費)には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合をはかるための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため当期に拠出した特例業務負担金 141 百万円を含めて計上しています。

なお、同組合より示され令和5年3月現在における令和 14 年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、1,348 百万円となっています。

令和3年度注記表

第10. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産および繰延税金負債

（単位：百万円）

項　　目	金　額
繰延税金資産	
退職給付引当金超過額	2,272
賞与引当金超過額	239
貸倒引当金超過額	2
減価償却超過額および減損損失計上額	826
債権直接償却否認額	63
未収貸付金利息否認額	72
未収収益否認額	65
未払費用否認額	68
税務上の繰越欠損金額	255
連結会社間取引による内部未実現利益	131
その他	274
（繰延税金資産小計）	4,271
評価性引当額	△1,334
（繰延税金資産合計）　(A)	2,936
繰延税金負債	
固定資産圧縮に関する繰延税金負債	△5
資産除去債務に関する繰延税金負債	△21
前払年金費用	△53
その他有価証券評価差額	△1,849
その他	△0
（繰延税金負債合計）　(B)	△1,929
繰延税金資産の純額　(A)＋(B)	1,007

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因　（単位：%）

法定実効税率	27.5
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.4
事業分量配当金の益金に算入されない項目	△4.6
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△7.4
住民税均等割等	4.2
評価性引当額の増減	0.3
持分法による投資損益	0.6
連結会社間取引による内部未実現利益	△2.6
その他	8.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.4

第11. 賃貸不動産に関する注記

1. 資産除去債務に関する事項

当組合では、佐賀市その他の地域において保有する建物等を賃貸の用に供しています。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：百万円）

貸借対照表計上額	時価
6,382	9,116

(注1)貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

(注2)当事業年度末の時価は、主として固定資産税評価額に基づいて当組合で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む)です。

第12. 合併に関する注記

当事業年度において、包括承継対象資産の全部について、当該包括承継直前の帳簿価額を付す包括承継が行われています。

(1) 包括承継消滅組合の名称　佐城地区園芸販売農業協同組合連合会

(2) 包括承継の経過

令和4年度注記表

第10. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の内訳

（単位：百万円）

項　　目	金　額
繰延税金資産	
退職給付引当金超過額	2,195
賞与引当金超過額	243
貸倒引当金超過額	2
減価償却超過額および減損損失計上額	886
債権直接償却否認額	62
未収貸付金利息否認額	64
未収収益否認額	56
未払費用否認額	95
税務上の繰越欠損金額	350
連結会社間取引による内部未実現利益	136
その他	282
（繰延税金資産小計）	4,377
評価性引当額	△1,637
（繰延税金資産合計）　(A)	2,740
繰延税金負債	
固定資産圧縮に関する繰延税金負債	△4
資産除去債務に関する繰延税金負債	△19
前払年金費用	△58
その他有価証券評価差額	△686
その他	△0
（繰延税金負債合計）　(B)	△769
繰延税金資産の純額　(A)＋(B)	1,971

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因　（単位：%）

法定実効税率	27.5
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.3
事業分量配当金の益金に算入されない項目	△7.1
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.1
住民税均等割等	3.1
評価性引当額の増減	15.0
持分法による投資損益	0.0
連結会社間取引による内部未実現利益	△1.4
その他	△2.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.5

令和3年度注記表	令和4年度注記表
佐城地区園芸販売農業協同組合連合会の会員が1会員(本組合)となったことに伴う権利義務承継(農業協同組合法第70条の規定による) (3) 包括承継日　令和4年10月1日 (4) 包括承継存続組合の名称　佐賀県農業協同組合 (5) 包括承継消滅組合から承継した資産、負債、純資産の額および主な内訳 資産　532百万円(うち預金283百万円、固定資産207百万円、外部出資41百万円、その他雑資産0百万円) 負債　4百万円(うち雑負債1百万円、未払法人税等2百万円) 純資産　528百万円(うち出資金30百万円、準備金・積立金497百万円) また抱合せ出資消滅差損50百万円をその他の特別損失に計上しています。	
第13. 収益認識に関する注記 (収益を理解するための基礎となる情報) 「重要な会計方針に係る事項に関する注記　5. 収益および費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。	第11. 収益認識に関する注記 (収益を理解するための基礎となる情報) 「重要な会計方針に係る事項に関する注記　5. 収益および費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。
第14. 重要な後発事象に関する事項 当該事項はありません	
第15. その他の注記 1. 資産除去債務に関する事項 (1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの ① 当該資産除去債務の概要 当組合およびグループ会社の共同利用施設や飲食・直販店舗等の一部は、設置の際に土地または建物所有者との事業用定期借地権契約や不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。 また、支所および工場等の一部に使用されている有害物質を除去する義務に関しても資産除去債務を計上しています。 ② 当該資産除去債務の金額の算定方法 資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は9年～34年、割引率は0.0%～2.2%を採用しています。 ③ 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減 ・期首残高　179百万円 ・有形固定資産の取得等に伴う増加　0百万円 ・時の経過による調整額　1百万円 ・資産除去債務の履行による減少額　△2百万円 ・期末残高　178百万円 (2) 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務 当組合は、共同利用施設や農業倉庫等の一部に関して、不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る義務を多数有していますが、当該共同利用施設や農業倉庫等は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。 2. 当座貸越契約等に係る融資未実行残高に関する事項 当座貸越契約、総合口座貸越契約、カードローン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は41,072百万円です。	第12. その他の注記 1. 資産除去債務に関する事項 (1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの ① 当該資産除去債務の概要 当組合およびグループ会社の共同利用施設や飲食・直販店舗等の一部は、設置の際に土地または建物所有者との事業用定期借地権契約や不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。 また、支所および工場等の一部に使用されている有害物質を除去する義務に関しても資産除去債務を計上しています。 ② 当該資産除去債務の金額の算定方法 資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は9年～34年、割引率は0.0%～2.2%を採用しています。 ③ 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減 ・期首残高　178百万円 ・有形固定資産の取得等に伴う増加　－百万円 ・時の経過による調整額　1百万円 ・資産除去債務の履行による減少額　－百万円 ・期末残高　180百万円 (2) 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務 当組合は、共同利用施設や農業倉庫等の一部に関して、不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る義務を多数有していますが、当該共同利用施設や農業倉庫等は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。 2. 当座貸越契約等に係る融資未実行残高に関する事項 当座貸越契約、総合口座貸越契約、カードローン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は40,685百万円です。

(9)連結剰余金計算書

(単位:百万円)

科　目	令和3年度	令和4年度
(資本剰余金の部)		
1　資本剰余金期首残高	90	90
2　資本剰余金増加高	－	－
3　資本剰余金減少高	－	－
4　資本剰余金期末残高	90	90
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高	40,409	41,715
過年度遡及処理による減少高	0	0
1　過年度遡及処理を反映した期首残高	40,049	41,715
2　利益剰余金増加高	1,706	1,565
当期剰余金	1,033	1,345
土地再評価差額取崩額	176	219
佐城地区園販連包括継承による増加高	497	－
3　利益剰余金減少高	400	403
配当金	400	403
4　利益剰余金期末残高	41,715	42,877

(10)農協法に基づく開示債権

(単位:百万円)

区　分	令和3年度	令和4年度	増減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	412	297	△115
危　険　債　権　額	595	688	93
三月以上延滞債権額	14	11	△3
貸出条件緩和債権額	59	68	9
小　計	1,082	1,066	△16
正　常　債　権　額	175,838	178,275	2,437
合　計	176,921	179,341	2,420

(注1)破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

(注2)危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

(注3)三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

(注4)貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

(注5)正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

(11)連結事業年度の事業別経常収益等

(単位:百万円)

区　分	項　目	令和3年度	令和4年度
信 用 事 業	事業収益	6,235	6,564
	経常利益	1,167	1,451
	資産の額	718,250	733,943
共 済 事 業	事業収益	3,868	3,658
	経常利益	1,267	982
	資産の額	31	15
農業関連事業	事業収益	61,902	66,920
	経常利益	852	1,165
	資産の額	94,619	90,772
その他 事 業	事業収益	27,780	29,546
	経常利益	△1,105	△819
	資産の額	52,370	49,026
合　計	事業収益	99,787	106,690
	経常利益	2,181	2,780
	資産の額	865,272	873,757

2. 連結自己資本の充実の状況

◇自己資本比率の状況

令和5年3月末における連結自己資本比率は、16.81%となりました。

連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○　普通出資による資本調達額

項　目	内　容
発行主体	佐賀県農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	21,349 百万円 （前年度　21,593 百万円）

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理およびこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持をはかるとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

（1）自己資本の構成に関する事項

（単位：百万円）

項　目	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	62,766	63,416
うち、出資金および資本準備金の額	21,683	21,440
うち、再評価積立金の額	－	－
うち、利益剰余金の額	41,715	42,877
うち、外部流出予定額　（△）	411	678
うち、上記以外に該当するものの額	△221	△222
コア資本に算入される評価・換算差額等	－	－
うち、退職給付に係るものの額	－	－
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	14	15
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	14	15
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の 45 パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	780	376
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額　（イ）	63,561	63,808
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く）の額の合計額	329	298
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む）の額	－	－
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	329	298
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く）の額	－	－
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
退職給付に係る資産の額	－	－
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く）の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る 10 パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）に関連するものの額	－	－

（単位：百万円）

項　目	令和3年度	令和4年度
特定項目に係る15パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額　（ロ）	329	298
自己資本		
自己資本の額　（（イ）－（ロ））　（ハ）	63,231	63,510
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	326,336	334,073
資産(オン・バランス)項目	326,336	334,073
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	8,669	8,365
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	－	－
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額に係るものの額	－	－
うち、上記以外に該当するものの額	8,669	8,365
オフ・バランス項目	－	－
CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	43,917	43,606
信用リスク・アセット調整額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－	－
リスク・アセット等の額の合計額　（ニ）	370,253	377,680
連結自己資本比率		
連結自己資本比率　（（ハ）／（ニ））	17.07%	16.81%

（注1）「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。

（注2）当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

（注3）当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。

(2)自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額および区分ごとの内訳

(単位:百万円)

信用リスク・アセット	令和3年度			令和4年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	3,814	−	−	4,344	−	−
我が国の中央政府および中央銀行向け	26,001	−	−	34,495	−	−
外国の中央政府および中央銀行向け	−	−	−	−	−	−
国際決裁銀行等向け	−	−	−	−	−	−
我が国の地方公共団体向け	5,779	−	−	5,247	−	−
外国の中央政府等以外の公共部門向け	−	−	−	−	−	−
国際開発銀行等向け	−	−	−	−	−	−
地方公共団体金融機構向け	−	−	−	−	−	−
我が国の政府関係機構向け	−	−	−	300	30	1
地方三公社向け	499	0	−	499	0	−
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	490,978	98,195	3,927	472,070	94,414	3,776
法人等向け	16,373	9,828	393	27,766	15,512	620
中小企業等向けおよび個人向け	33,635	24,531	981	32,725	23,423	936
抵当権付住宅ローン	22,114	7,656	306	21,444	7,388	295
不動産取得等事業向け	1,674	1,644	65	1,491	1,467	58
三月以上延滞等	373	310	12	1,815	2,497	99
取立未済手形	44	8	0	41	8	0
信用保証協会等保証付	111,641	11,066	442	116,565	11,558	462
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	−	−	−	−	−	−
共済約款貸付	−	−	−	−	−	−
出資等	15,580	15,580	623	15,030	15,030	601
(うち出資等のエクスポージャー)	15,580	15,580	623	15,030	15,030	601
(うち重要な出資のエクスポージャー)	−	−	−	−	−	−
上記以外	115,396	148,844	5,953	113,255	154,377	6,175
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等およびその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	−	−	−	−	−	−
(うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	27,575	68,939	2,757	27,575	68,939	2,757
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	−	−	−	−	−	−
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	−	−	−	−	−	−
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	−	−	−	−	−	−

信用リスク・アセット	令和3年度			令和4年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 A	所要自己資本額 b=a×4%
(うち上記以外のエクスポージャー)	87,821	79,904	3,196	85,679	85,438	3,417
証券化	−	−	−	−	−	−
(うちSTC要件適用分)	−	−	−	−	−	−
(うち非STC要件適用分)	−	−	−	−	−	−
再証券化	−	−	−	−	−	−
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	23,200	−	−	23,000	−	−
(うちルックスルー方式)	23,200	−	−	23,000	−	−
(うちマンデート方式)	−	−	−	−	−	−
(うち蓋然性方式(250%))	−	−	−	−	−	−
(うち蓋然性方式(400%))	−	−	−	−	−	−
(うちフォールバック方式)	−	−	−	−	−	−
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	−	8,669	346	−	8,365	334
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	−	−	−	−	−	−
上記以外	−	−	−	−	−	−
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	867,108	326,336	13,053	870,093	334,073	13,362
CVAリスク相当額÷8%	−	−	−	−	−	−
中央清算機関関連エクスポージャー	−	−	−	−	−	−
合計(信用リスク・アセットの額)	867,108	326,336	13,053	870,093	334,073	13,362
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%
	43,917		1,756	43,606		1,744
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計 a		所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット等(分母)計 A		所要自己資本額 b=a×4%
	370,253		14,810	377,680		15,107

(注1) 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額をエクスポージャーの種類ごとに記載しています。
(注2) 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
(注3) 「三ヵ月以上延滞等」とは，元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三ヵ月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーおよび「金融機関向けおよび第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
(注4) 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
(注5) 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは，土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
(注6) 「上記以外」には、その他の資産(固定資産等)が含まれています。
(注7) 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

〈オペレーショナル・リスク相当額8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)〉

$$\frac{\text{(粗利益(正の値の場合に限る)×15%)の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

(3)信用リスクに関する事項

① リスク管理の方法および手続の概要

当連結グループでは、JA以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針および手続等は定めていません。JAの信用リスク管理の方針および手続等の具体的内容は、単体の開示内容(P10)をご参照ください。

② 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R&Ｉ)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

③ 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別,業種別,残存期間別)および三ヵ月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:百万円)

区分			令和3年度				令和4年度			
			信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三ヵ月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三ヵ月以上延滞エクスポージャー
	国内		867,108	174,316	64,453	373	870,093	177,086	86,783	1,815
	国外		−	−	−	−	−	−	−	−
地域別残高計			867,108	174,316	64,453	373	870,093	177,086	86,783	1,815
	法人	農業	942	914	−	15	1,148	1,131	−	−
		林業	1	1	−	−	1	1	−	−
		製造業	8,428	229	300	−	7,840	191	300	−
		建設・不動産業	501	0	500	−	565	65	500	−
		電気・ガス・熱供給・水道業	7,214	−	7,214	−	17,845	−	17,845	−
		運輸・通信業	2,409	69	2,321	−	3,398	57	3,322	−
		金融・保険業	519,997	−	2,504	−	500,933	−	4,610	−
		卸売・小売・飲食・サービス業	7,133	174	904	−	7,106	147	904	−
		日本国政府・地方公共団体	31,480	3,973	27,506	−	39,742	3,743	35,998	−
		上記以外	23,797	597	23,200	−	23,990	690	23,300	−
	個人		168,424	168,354	−	358	171,129	171,057	−	352
	その他		96,776	−	−	−	96,389	−	−	−
業種別残高計			867,108	174,316	64,453	373	870,093	177,086	86,783	352
	1年以下		492,721	4,441	−		457,902	3,636	201	
	1年超3年以下		5,429	5,124	304		18,249	5,099	100	
	3年超5年以下		9,297	6,099	3,197		20,542	6,044	14,498	
	5年超7年以下		27,628	5,923	21,705		16,268	5,863	10,405	
	7年超10年以下		9,437	7,631	1,805		11,877	7,359	4,517	
	10年超		180,647	143,208	37,439		204,205	147,146	57,058	
	期限の定めのないもの		141,946	1,887	−		141,046	1,936	−	
残存期間別残高計			867,108	174,316	64,453		870,093	177,086	86,783	

(注1) 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。

(注2) 「三ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

④貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

（単位：百万円）

区　分	令和3年度					令和4年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	32	14	－	32	14	14	15	－	14	15
個別貸倒引当金	372	339	2	370	339	339	413	11	327	413
合　計	404	353	2	402	353	353	429	11	341	429

⑤業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額

（単位：百万円）

区　分		令和3年度						令和4年度					
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
国内		372	339	2	370	339	－	339	413	11	327	413	－
国外		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
地域別計		372	339	2	370	339	－	339	413	11	327	413	－
法人	農業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	林業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	水産業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	製造業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	鉱業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	建設・不動産業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	運輸・通信業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	金融・保険業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	卸売・小売・飲食・サービス業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	上記以外	2	1	－	2	1	－	1	16	－	1	16	－
個人		370	339	2	367	337	－	337	397	11	326	397	－
業種別計		372	339	2	370	339	－	339	413	11	327	413	－

⑥信用リスク削減効果勘案後の残高およびリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

（単位：百万円）

信用リスク削減効果勘案後残高		令和3年度			令和4年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウエイト 0%	－	38,128	38,128	－	46,488	46,488
	リスク・ウエイト 2%	－	－	－	－	－	－
	リスク・ウエイト 4%	－	－	－	－	－	－
	リスク・ウエイト 10%	－	110,883	110,883	－	116,061	116,061
	リスク・ウエイト 20%	200	488,327	488,527	701	470,479	471,180
	リスク・ウエイト 35%	－	21,821	21,821	－	20,906	20,906
	リスク・ウエイト 50%	12,746	156	12,903	23,375	78	23,453
	リスク・ウエイト 75%	－	32,742	32,742	－	31,015	31,015
	リスク・ウエイト 100%	300	147,300	147,601	802	130,993	131,795
	リスク・ウエイト 150%	－	170	170	－	1,615	1,615
	リスク・ウエイト 250%	－	27,575	27,575	－	27,575	27,575
	その他	－	－	－	－	－	－
リスク・ウェイト 1250%		－	－	－	－	－	－
計		13,247	867,108	880,355	24,878	845,214	870,093

（注1） 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。

（注2） 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

（注3） 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置.によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

（注4） 1250%には、非同時決済取引にかかるもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額にかかるもの、重要な出資にかかるエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

（4）信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

連結自己資本の算出にあたって、信用リスク削減手法を「自己資本算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用および管理方針、手続は、JAのリスク管理の方針および手続に準じて行っています。JAのリスク管理の方針および手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P10）をご参照ください。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

（単位：百万円）

区　分	令和3年度		令和4年度	
	適格金融資産担保	保証	適格金融資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	－	－	－
地方三公社向け	－	499	－	499
金融機関向けおよび第一種金融商品取引業者向け	－	－	－	－
法人等向け	6	－	2	－
中小企業等向けおよび個人向け	209	31	165	962
抵当権住宅ローン	－	186	－	428
不動産取得等事業向け	－	14	－	11
三ヵ月以上延滞等	－	4	－	3
証券化	－	－	－	－
中央清算機関関連	－	－	－	－
その他	－	－	－	－
合　計	215	735	167	1,905

（注1）「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
（注2）「三ヵ月以上延滞等」とは，元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三ヵ月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーおよび「金融機関向けおよび第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが 150%になったエクスポージャーのことです。
（注3）「その他」には、現金および上記以外の資産（固定資産等）が含まれます。

（5）派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

（6）証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

（7）オペレーショナル・リスクに関する事項

オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、グループ会社においてはJAのリスク管理およびその手続に準じたリスク管理を行っています。JAのリスク管理の方針および手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P10）をご参照ください。

（8）出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

連結グループにかかる出資等のエクスポージャーに関するリスク管理は、グループ会社においてはJAのリスク管理およびその手続に準じたリスク管理を行っています。

JAのリスク管理の方針および手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P10）をご参照ください。

②出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額および時価

（単位：百万円）

区　分	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上　　場	7,875	7,875	7,350	7,350
非　上　場	30,851	30,851	30,854	30,854
合　計	38,726	38,726	38,204	38,204

（注）「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表額の合計額です。

③出資その他これに類するエクスポージャーの売却および償却に伴う損益

（単位：百万円）

令和3年度			令和年4度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
－	－	－	－	－	－

④貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額
（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

（単位：百万円）

令和3年度		令和4年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
7,735	－	7,209	－

⑤貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額
（グループ会社の評価損益等）

（単位：百万円）

令和3年度		令和4年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
－	－	－	－

(9)リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	23,200	23,000
マンデート方式を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	－	－
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	－	－

(10)金利リスクに関する事項

金利リスクの算定手法の概要

金利リスクの対象となる銀行勘定を有するグループ会社はありません。したがって、連結グループの金利リスクの算定は行っておりません。